○農林水産省令第六十六号

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）及び保険法及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十一年政令第二百九十四号）の施行に伴い、並びに森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）及び森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）を実施するため、森林国営保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

森林国営保険法施行規則の一部を改正する省令

森林国営保険法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「第十三条」を「第十二条」に改める。

附　則

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第五百三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一条の表を次のように改める。

コード	物	含有量（重量パーセント）
八十	二―アミノエタノール	○・一パーセント未満
八十一	アルファ・アルファ―ジクロロトルエン	○・一パーセント未満
八十二	アルファ―メチルスチレン	○・一パーセント未満
八十三	一酸化二窒素	○・一パーセント未満
八十四	ウレタン	○・一パーセント未満
八十五	二―エチルヘキサン酸	○・一パーセント未満
八十六	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	○・一パーセント未満
八十七	エチレンクロロヒドリン	○・一パーセント未満
八十八	クメン	一パーセント未満
八十九	グルタルアルデヒド	○・一パーセント未満
九十	クロロメタン（別名塩化メチル）	○・一パーセント未満
九十一	ジアゾメタン	○・一パーセント未満
九十二	二・四―ジアミノアニソール	○・一パーセント未満
九十三	四・四′―ジアミノジフェニルスルフィド	○・一パーセント未満
九十四	一・二―ジブロモ―三―クロロプロパン	○・一パーセント未満
九十五	N・N―ジメチルアセトアミド	○・一パーセント未満
九十六	ジメチルカルバモイル＝クロリド	○・一パーセント未満
九十七	N・N―ジメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満
九十八	タリウム及びその水溶性化合物	○・一パーセント未満
九十九	デカボラン	一パーセント未満
百	一・四・七・八―テトラアミノアントラキノン（別名ジスパースブルー一）	○・一パーセント未満
百一	N―（一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ）―一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタフォル）	○・一パーセント未満
百二	テトラニトロメタン	○・一パーセント未満
百三	二硝酸プロピレン	一パーセント未満
百四	五―ニトロアセナフテン	○・一パーセント未満
百五	二―ニトロプロパン	○・一パーセント未満